

2010年3月12日

東京都議会議長及び議員各位

特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
東京大学大学院 教授 長谷部 恭男
ネット教育アナリスト 尾花 紀子
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
一般社団法人 EC ネットワーク
社団法人電気通信事業者協会
社団法人テレコムサービス協会
社団法人日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
特定非営利活動法人 CANVAS

東京都の青少年健全育成条例改正案に対する意見

この度、特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟（会長 川島 霞子）、東京大学大学院 教授 長谷部 恭男、ネット教育アナリスト 尾花 紀子、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（代表理事 堀部 政男 一橋大学名誉教授）、一般社団法人 EC ネットワーク（理事 沢田 登志子・同 原田 由里）、社団法人電気通信事業者協会（会長 小野寺 正）、社団法人テレコムサービス協会（会長 中尾 哲雄）、社団法人日本インターネットプロバイダー協会（会長 渡辺 武経）、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（代表理事 小川 善美）及び特定非営利活動法人 CANVAS（理事長 川原 正人）は、東京都の青少年健全育成条例改正案（以下「本条例改正案」）には、憲法の保障する表現の自由、通信の秘密を侵害するおそれがあるばかりか、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」）」と齟齬する事項もあるため憲法 94 条でいう「法律の範囲内」での条例制定とはいえず、法秩序の統一性を損なうおそれがあることに懸念を表明するとともに、インターネット利用環境に地方行政が不当な制限を加えることにより、家庭や学校及び民間団体で現在進められている自主的な取組を後退させることになるため、反対意見を表明いたします。

条例改正にあたっては最低限以下の事項が守られるべきであると考えております。

- ① 言論及び表現活動に対し、都をはじめとする公権力による恣意的な関与がなされない条例とすべきこと。
- ② 多様な目的や機能をもった民間の組織や活動が認められる条例とすべきこと。
- ③ 利用者及び事業者が多様な基準から選択できる権利が保障される条例とすべきこと。
- ④ 憲法や青少年インターネット環境整備法等の法律の範囲内での条例改正とすべきこと。

青少年の保護と健全な育成を実効性あるものとするためには、自主的な取組みを行う民間の組織と政府・地方自治体の公的機関や保護者・学校・地域等との連携が必要不可欠で

あります。

しかしながら、条例をはじめとした法規制だけが一律に強化される場合は、民間の自主的な取組みを萎縮させるとともに、大多数の青少年の健全な利用をも規制することになり、青少年を保護しつつ健全な育成を進めるというバランスをとった施策に悪影響を与える結果となってしまいます。

青少年は、我が国が目指している IT 立国を先導できる貴重なリテラシーを身につけた日本の将来を担う重要な宝であります。青少年の将来に責任をもつ親の世代にできることは、実社会と同様に青少年がネットを安心・安全に利用できるセーフティネットを多様な価値観を維持しつつ整備し、年齢に応じて自己の判断能力を身につけられる環境を目指すべきであると考えます。

条例改正案に対する具体的な懸念点は別紙のとおり示させていただきますので、条例改正の審議にあたっては、民間の自主的な取組みを最大限尊重した上で条例改正の必要性の有無も考慮した慎重な審議がなされることを重ねてお願い申し上げます。

以上

東京都条例改正案の問題点

●改正条例案 第18条の七

インターネット関係事業者、フィルタリング関係事業者は
フィルタリングが青少年が

自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは被害を誘発することを容易にする情報を

閲覧する機会を最小限にとどめるものとなるように努めなければならない。

●インターネット上の有害情報の基準を実質的に規定(第18条の7)

- 行政による有害情報の基準設定は、表現の自由を制限するおそれがあり慎重であるべき。
- 「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」とだけ定義し、基準設定を避けるべき。

青少年インターネット環境整備法

有害情報を、「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」と定義し、「犯罪や自殺の誘因、おいせつ、残虐な情報」などを例示することとどめ、基準設定を行っていない。

条例案

規制対象となる情報を「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは被害を誘発することを容易にする情報」と規定し、有害情報の基準を設定。

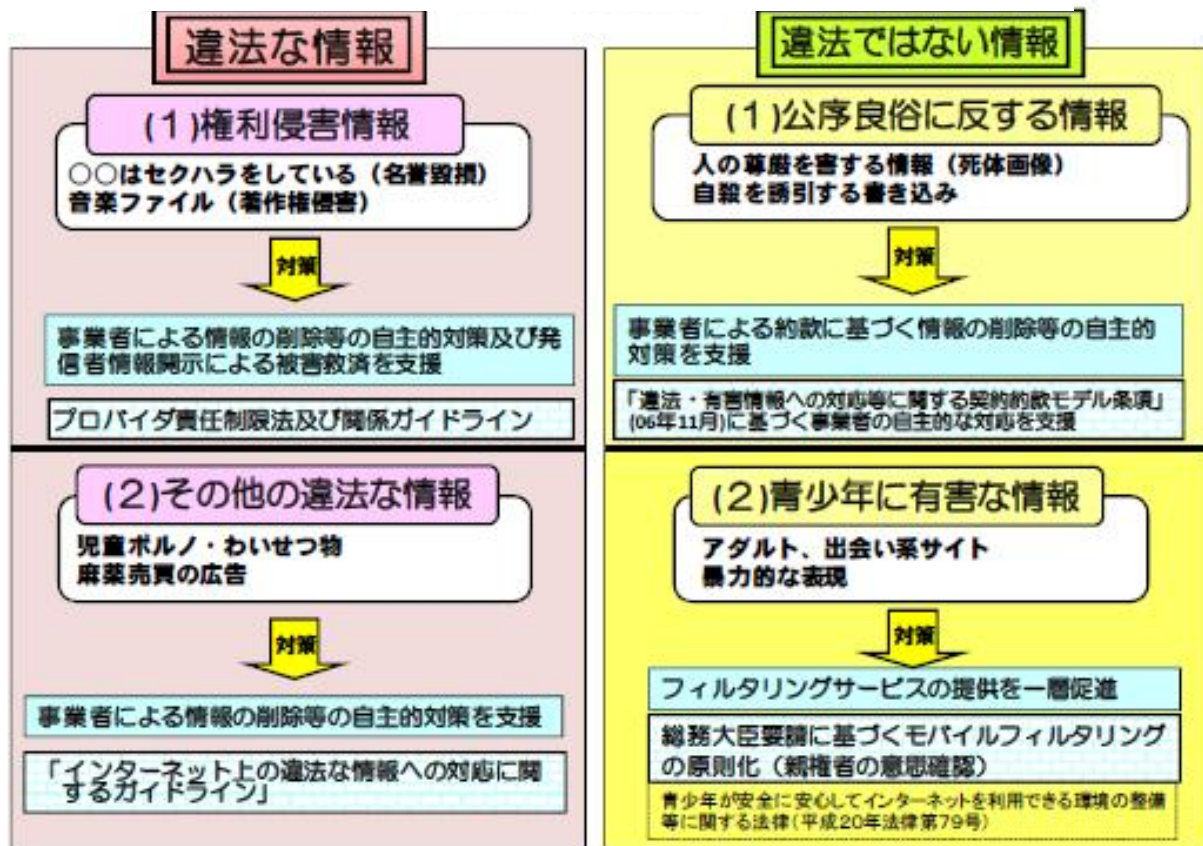
(参考) 青少年インターネット利用環境整備法 参議院附帯決議

四 フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。(中略) フィルタリングの基準設定に干渉することがないようにすること。

※条例案の基準が、事業者の判断の指針となるものではなく混乱を招くものとなっている。

→「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ」や「有害な行為」、や「犯罪若しくは被害を誘発する」、「容易にする」の定義が明確でないため、拡大して解釈されるおそれがある。

違法・有害情報の範囲



(総務省資料より)

- ①自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、
- ②違法若しくは有害な行為を行い、
- ③又は犯罪若しくは被害を誘発することを容易にする情報

東京都改正条例案では実質的に拡大？

違法でも有害でもない情報が対象

規定の範囲の具体例

「犯罪若しくは被害を誘発すること」 を「容易」にする情報とは

- ・映画等の芸術作品で犯罪手口を表現すること。
- ・運動会や遠足等の告知で青少年が行動する時間と場所を公表すること。
- ・教師や家庭教師がサイトにおいて個別指導すること。
- ・相談サイトにおいて青少年が氏名等を公表すること。

インターネットの機能
を利用したあらゆる情
報が該当する可能性
がある

※闇サイトは、犯罪行為を請け負い、仲介し、誘引するものであるため
既に違法有害情報に含まれている。
※援助交際を求める情報も、既に違法または有害情報に含まれる。

「自己若しくは他人の尊厳を傷つける」情報とは

- ・名誉毀損にあたらなない著作者の意に反した批判や批評が対象
となりうる。

自由に報道、出版、発
信することができなく
なる可能性がある

●改正条例案 第18条の七

**インターネット関係事業者、フィルタリング関係事業者は
フィルタリングが青少年が**

**自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは
被害を誘発することを容易にする情報を**

閲覧する機会を最小限にとどめるものとなるように努めなければならない。

●フィルタリングの方式を実質的に利用者に強要(第18条の7)

- フィルタリング方式の強要は実質的な検閲となるおそれがあり利用者の選択に応じるべき。
- 過度の規制とならないように閲覧制限の範囲を最小限にとどめる努力も必要とすべき。

青少年インターネット環境整備法

第20条

次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

- 一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。
- 二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

(参考) 青少年インターネット利用環境整備法 参議院附帯決議

六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタリングサービス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。

※条例案は青少年インターネット環境整備法が目指しているフィルタリング環境を大きく逸脱するものである。

青少年インターネット環境整備法での提供環境

・Web利用制限

・ホワイトリスト方式

・ブラックリスト方式

・利用時間制限

・カテゴリ選択(カスタマイズ)

・サイト選択(カスタマイズ)

多様な
携帯電話
フィルタリング
サービス

フィルタリング
の選択



保護者・青少年

フィルタリング・サービスの提供

フィルタリングシステム
の運営



通信事業者

URL分類リスト
作成



サイトを探索し、コンテンツ分類
したカテゴリリストの作成

フィルタリングリスト提供会社

カテゴリ選択、基準策定、
サイトの認定



第三者機関設置要件に基
づき設置

第三者機関

東京都改正条例案による方式

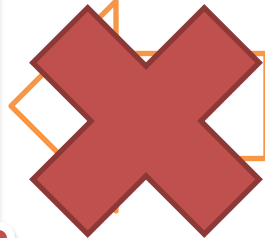
携帯電話
フィルタリング
サービス

**検閲となる
可能性**



保護者・青少年

フィルタリング
方式の強制



東京都条例による方式

「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは被害を誘発することを容易にする情報を閲覧する機会を最小限にとどめるもの」

?

都が有害性の基準を設定→**表現の自由を侵害**

範囲が不明確→**自主的取り組みを阻害**

フィルタリング・サービスの提供

フィルタリングシステム
の運営



通信事業者

URL分類リスト
作成



サイトを探索し、コンテンツ分類
したカテゴリリストの作成

フィルタリングリスト提供会社

?

カテゴリ選択、基準策定、
サイトの認定



第三者機関設置要件に基
づき設置

第三者機関

?

東京都改正条例案が目指す位置

- ・社会秩序の統一的な維持
- ・行政(国、都等)の価値観
- ・青少年の保護

- ・人権保護
- ・民間の多様な価値観
- ・青少年の健全な育成

バランスが重要

改正
条例
案

依存する人格形成

・条例により自治体による情報格差の発生
世界に張り巡らされた情報網を自治体において制限することにより、自治体間で情報リテラシー格差が発生

自立できる人格形成

・情報化社会への適応能力を形成
Ex) インターネットを利用した選挙活動
有権者は、多様な意見や政策を取得することにより、投票行動を決定する能力が必要

保護者の責務

改正条例案 18条の8

青少年がインターネットを利用して
自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、
違法若しくは有害な行為をし、
又は犯罪若しくは被害を誘発した場合

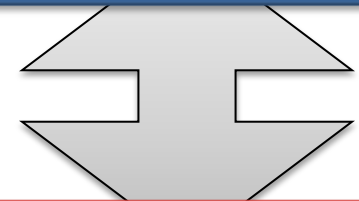
知事が認める時は保護者に対して
指導又は助言をして、必要な場合は
調査することができる

表現の自由を侵害

被害者でもある保護
者が対象となる

有害行為にも至らない
程度の迷惑行為に、税
務調査並みの権限を与
えている

実社会の行為は処罰さ
れえずバランスを欠く



現行条例 4条の2（2項）

保護者が児童虐待等をした場合

行政機関からの助言または指導を尊重し、適切
に対応するように努める

実社会での行為で、
条例上規律できる範
囲は限定的

人の生命・身体を対象と
する場合も同様

携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置

第18条の七の二(抜粋)

保護者は、(中略)青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、東京都規則に定めるところにより、保護者が携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により青少年がインターネット上の青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)を閲覧することがないように適切に監督することその他の東京都規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者提出しなければならない。

- ①「青少年インターネット環境整備法」の範囲を超えて条例により制限すべきでない。
- ②保護者の意思を制限範囲が不明な東京都規則により制限すべきでない。
- ③子どもの通信内容を保護者が閲覧することを前提とすべきでない。

「青少年インターネット環境整備法」におけるフィルタリングの原則適用には「ただし書の規定」により保護者の自由な意思による選択が可能となっているのに対して、条例改正案では、規制範囲が不明な東京都規則により保護者の意思を制限をすることとなっている。保護者の判断には、各個の多様な理由があり、行政の個人・家庭への不当な介入を防ぐためにも東京都規則の範囲について都議会において十分な審議をすべきである。

また、子どものインターネット利用状況を保護者が閲覧することを前提としているような条文になっているが、こうしたサービスの利用にあたっては良好な親子関係を阻害する可能性が高く慎重な判断が必要であるため、フィルタリング解除の前提条件とすることは問題である。

インターネット利用に関する啓発

改正条例案 18条の6の6（2項）

都は、青少年がインターネット利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするため、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を定めるものとする。

指針という名目で民間の自主活動が規制される

指針の内容が不明確で規制される範囲が不明

民間の自主的な啓発活動に対して都が指針によって規制すべきでない

- 
- ・民間の自主的な啓発活動に関して公権力が指針によって規制する根拠が不明
 - ・変化の激しいインターネット利用環境について、時機に応じた指針を示すことは不可能。
 - ・民間事業者の自主的な努力を損ない、青少年のインターネットリテラシー教育の推進を阻害する恐れがある。